

めがねOO 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER
Nov. 2025 vol.151

11月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック! めがね税理士の厳選税務／MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント／税務セカンドオピニオン

Topic

春への準備

木々が葉を落とし、冬の訪れを感じる季節になりました。春の花として親しまれるチューリップですが、じつはこの時期、土の中で球根が静かに根を張り始めているそうです。冬の冷たさを受けながらじっと耐えることで、春に美しい花を咲かせる準備を整えるのです。私たちの事務所も新しい環境へと移り、心を新たに根を張る時期を迎えました。すぐに結果が見えなくとも、一つひとつの取り組みを重ね、次の成長へとつなげていきたいと思います。寒さの中にも確かな力が育まれている——自然の姿に学びながら、穏やかな気持ちでこの季節を過ごしたいものです。皆さんにとって温かな冬の始まりとなりますように。





今月はココを
チェック！

めがね税理士の厳選税務

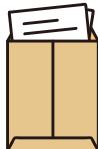


能登半島地震に係る申告期限延長措置の終了

令和7年9月12日付国税庁告示をもって令和6年能登半島地震に係る国税申告等の期限延長措置が終了となりました。今月はこちらの内容を説明します。

1

能登半島地震に伴う申告・納税等の期限延長について



令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県において、令和6年1月1日以降に到来する国税に関する申告・納税の期限が**全ての税目**について自動的に延長されておりましたが、当該延長措置は令和6年6月14日以降、石川県内一部地域を除いた指定地域において順次終了してきました。

2

期限延長措置の終了と振替納税

そして、**石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町**に納税地がある方について、令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納税等の期限を**令和7年10月31日**とすることとなり、延長措置は全て終了することとなりました。これに伴い、振替納税日は下記のとおりとなっております。なお震災の影響により**申告・納付が困難な方**につきましては所轄税務署長への申請承認を受けることで**引き続き期限延長措置を受けることが可能**です。

石川県 輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町		申告・納期限(当初)	申告・納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
申告所得税及び 特別復興所得税	令和5年分確定申告	令和6年3月15日	令和7年10月31日	令和8年1月14日
	令和5年分確定申告	令和7年3月17日		令和8年2月12日
	令和7年分予定納税 第一期	令和7年7月31日		令和7年10月31日
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	令和5年分確定申告	令和6年4月1日		令和8年1月14日
	令和6年分確定申告	令和7年3月31日		令和8年2月12日
法人税・消費税(法人)・ 相続税その他の国税	令和6年1月1日から令和7年10月30日 までの間に当初期限の到来する国税		納期限(延長後)	令和7年10月31日

引っ越し頑張りました！

MUKAI NEWS!

むかいアドバイザリーグループの長村です。このたび、かねてより準備を進めておりました新事務所への移転を無事に終えることができました。移転にあたっては、日々の業務を続けながらの準備となりましたが、限られた時間の中で整理や清掃を進め、改めてチームワークの大切さを実感する日々でした。長年使用してきた備品などを整理する中で、これまでの歩みを振り返る良い機会にもなり、新たな環境で前向きに業務へ取り組む準備を整えることができたと感じております。これからも、スタッフ一同が気持ちを新たに、お客様のご期待に応えられるよう、日々努力してまいります！



むーマンの相続相談室

テーマ：認知症対策における成年後見制度以外の選択肢



回答者 むーマン

相続で困っている人たち
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

お悩み
解決！

Question

最近、親が物忘れをすることが増えてきて、将来の財産管理が心配です。成年後見制度は、利用する人が少ないと聞いたことがあります、どうしてでしょうか？



むーマン

成年後見制度は、すでに判断能力が低下した方のための制度です。家庭裁判所に申立てをすれば利用できますが、実際には次のような負担があります。

- 成年後見人は家庭裁判所が選ぶため、必ずしも家族が選ばれるとは限らない
 - 専門家が成年後見人に選ばれると、毎月数万円の報酬が発生する
 - 自宅の売却や贈与などは自由にできない
 - 財産の使い道等を家庭裁判所へ定期的に報告する義務があり、事務負担が重い
 - 一度始めると、原則としてご本人が亡くなるまで成年後見が続く
- このように「思ったより大変」と感じる方が多いのが実情です。



太郎さん

なるほど、確かに大変そうです・・・。親はまだ年相応の物忘れ程度なので、今のうちにできる準備があれば教えて下さい。



むーマン

ご本人の判断能力がしっかりしているうちは、いくつか方法があります。

任意後見契約

将来、判断能力が衰えたときに備えて、信頼できる人に財産管理をお願いしておく契約です。たとえば「将来、判断能力が衰えたら、お金の出し入れ、施設費の支払い、不動産の管理は息子に任せること」といった内容を公正証書で定めておくものです。実際に判断能力が衰えたときに、家庭裁判所の監督のもとで契約が発動します。

→「将来の財産管理を家族などの信頼できる人に安心して任せたい」方に向いています。

家族信託

財産を信頼できる家族に「託して」管理・運用してもらう方法です。たとえば「父名義の自宅を、息子が信託を受けて管理し、必要に応じて売却して施設費に充てる」こともできます。信託する財産は息子名義に移るため、将来の判断能力の衰えによる口座凍結や不動産売却のストップを防げます。

→「不動産やまとまとった資産を柔軟に動かしたい」方に適しています。

生前贈与や生命保険の活用

元気なうちに財産を少しづつ家族に譲っておく方法です。

たとえば「毎年110万円ずつ、息子や孫に贈与しておく」といった形で、贈与税の非課税枠を活用できます。こうしておけば、認知症による口座凍結や相続トラブルのリスクを減らせます。

→「早めに整理して家族に安心を残したい」方におすすめです。

むーマン から一言！

認知症対策は「判断能力があるうちの準備」が何より大切です。ご家庭の状況に合わせて、専門家と一緒に最適な方法を考えておくと安心ですよ。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中！



お気軽にお問い合わせください

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「求めずして」

「苦しい時の神頼み」というけれど、おたがい人間、困って悩んでセッパつまれば、やはり思わず手を合わし、神仏に祈りたいような気持になってくる。人情としてやむを得ないとはいうものの、あまりにも求めすぎはしないか。頼みすぎはしないか。手を合わすという姿は、神仏の前に己を正して、みずからあやまちをよりすくなくすることを心に期すためである。頼むのではない、求めずして、みずからを正す姿が、手を合わす真の敬虔な姿だと言えよう。日々の暮らしの上でも、あまりにも他を頼み、他を求めてはいないか。求めずして己を正す態度というものを今すこし養ってみたい。そこには人間としての、新の自主独立の姿があると思うのだが。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただいております。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談しにくい

編集・発行



つねに むかいに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0024 石川県金沢市西念2丁目35番1号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています